

第 21 回土石採取対策審議会議事録

1 日 時 平成 21 年 1 月 27 日 (火)
午後 1 時 30 分から午後 2 時 35 分まで

2 場 所 千葉県自治会館 9 階 大会議室
千葉市中央区中央 4-17-8

3 出席者

出席委員	西田 孝委員	渡邊 勉委員	山田 利博委員
	川名 寛章委員	吉本 充委員	信田 光保委員
	江野澤吉克委員	竹内 圭司委員	三枝 巖委員
	佐々木 敏委員	田中 武秀委員	星川 正晴委員
	露崎 守彦委員	猿田 寿男委員	

(委員 15 名中 14 名出席)

事務局 中島商工労働部次長 石井保安課長 山田資源対策室長
萩原副課長

4 会議に付した件名

- (1) 会長・副会長の選出
- (2) 富津市鬼泪山国有林 104 林班他の山砂採取について

5 審議の概要

- (1) 出席委員は、委員 15 名中 14 名で、千葉県行政組織条例第 32 条第 2 項の規定により、定足数を満たしている旨報告された。

(2) 会長・副会長の選出

猿田委員を仮議長に選出し、議事録署名人に信田委員と星川委員を指名した後、議題「会長・副会長の選出」についてを審議し、委員の互選により会長に渡邊委員を選出した。渡邊会長は同条例第 32 条第 1 項の規定により議長となり、委員の互選により副会長に山田委員を選出した。

(3) 富津市鬼泪山国有林 104 林班他の山砂採取について

事務局が別添資料に基づき「千葉県行政組織条例（抜粋）」、「千葉県土石採取対策審議会運営要領」、「国有林からの砂利採取の経過について」、「千葉県土石採取対策審議会の主な答申等の概要」、「昭和 63 年 7 月と平成 6 年 3 月の答申内容」について説明した後、平成 20 年 9 月定例県議会で採択された「請願書」を読み上げ、「国有林 104・105 林班の位置図」と「千葉県の土石砂利採取について」を資料として添付した旨報告した。続いて、事務局が今後の審議会の進め方（案）について説明した。全ての事務局の説明内容に対して、委員から以下 3 項目について質問又は意見があった。

その後、次回の審議会は、現地視察を実施することを決定した。議題「その他」については、報告事項等はなく、閉会した。

◆ 委員から質問及び意見

① 吉本委員

事務局の国有林 104・105 林班についての説明では、実際に、事業者が開発を計画している地域の説明が不十分であるため、詳しい説明を再度いただきたい。

事務局からは、開発計画地域は、国有林 104 林班全部と 105 林班の一部、およそ 100ha であり、事業者の試算値として山砂採取量は 1 億 m³であるとの説明が行われた。

② 竹内委員

審議を深めるためにも、請願の根拠としている調査報告書だけではなく、公的な統計データを活用しながら、2 社以上の調査報告書を審議会として求めてはどうか。

③ 吉本委員

地元では、開発による地下水への影響、上水道の水源の枯渇が心配の一つとなっている。過去に 104 林班を大手企業が開発する際に環境アセスメントを実施しているので、その資料を審議会に提出していただきたい。

地元では、山砂採取事業で山砂を洗った後の水が海を汚すなどして様々なところに影響を与えるという風評がある。採取場内で使用される水は、場内で循環し、場外へ流れ出るものではないと思うが、その点も現地調査でしっかりと確認したい。

山砂採取跡地を産業廃棄物や残土で埋め戻すということを行う方がい

る。このような風評は、地元の利益にはならないし、国有林ではありえないと思うが、この点についても審議会の中で調査いただきたい。

環境、地場産業の位置づけなど様々な観点から審議していただきたい。

議 事 録

1 開 会

(司 会) ただいまから、千葉県土石採取対策審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます千葉県商工労働部保安課副課長の萩原でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、お手元の配付資料を確認させていただきます。

まず、「会議次第」、「委員名簿」、「座席表」

資料1として「千葉県行政組織条例抜粋」、資料2として「千葉県土石採取対策審議会運営要領」、資料3として「国有林からの砂利採取の経過について」、資料4として「千葉県土石採取対策審議会の主な答申等の概要」、資料5として「千葉県土石採取対策審議会の答申内容（富津市桜井地先における大規模砂利採取の基本方針）、資料6として「請願書」、資料7として「国有林 104・105 林班開発事業に関する検討調査報告書」、資料8として「国有林 104・105 林班の位置等について」、資料9として「千葉県の土石砂利採取について」でございます。資料に不備がございましたら、お知らせいただきたいと存じます。

2 あいさつ

(司 会) それでは、開催に当たりまして、猿田商工労働部長から御挨拶を申し上げます。

(猿田部長) 商工労働部長の猿田でございます。本日は、各委員の皆様方には、御多忙中にもかかわらず御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様方には、要職にある中、常日ごろから、それぞれのお立場で、県政全般にわたり多大なる御支援、御協力をいただいておりますことを、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

本日、委員の皆様方にお集まりいただきましたのは、昨年9月にきなだ国有林同業会ほかから、県議会に提出されました請願「富津市鬼泪山国有林 104 林班他の山砂採取事業の早期着手に向けての土石採取対策審議会開催について」が平成20年9月定例県議会において採択されたことにより、本審議会を開催する運びとなったものであります。

詳細につきましては、後ほど事務局から御報告いたしますが、請願の趣旨は、山砂資源の枯渇が急速に進み、山砂が逼迫していることから、その需要に的確に応えつつ、今後とも首都圏の骨材需要に安定的に応えるため、鬼泪山国有林 104 林班及び 105 林班他からの山砂採取を行いたいとするものであります。

本審議会については、平成11年度に第20回目を開催して以来となりますので10年ぶりとなります。この間には、山砂採取を取り巻く環境が、大きく変化してきております。現在は、地球温暖化防止が喫緊の課題となっており、この防止に重要な役割を担っている森林の保全のあり方が問われる時代になっております。県では、生物多様性の保全や里山条例など、全国に先駆けて自然環境の保全・再生の対策を進めてきております。

また、国有林からの山砂採取に関しては、昭和48年、昭和63年、平成6年に本審議会から頂戴した意見や答申を踏まえて、本県の基本的な方針として、国有林からの山砂採取については、東京湾横断道路のような本県の発展に関連の深い公共的なプロジェクトに使用する場合に認めるものであって、その際には地元事業者の育成という観点にも配慮するということを従来からの基本方針としてまいりました。

申し上げるまでもなく、本県の山砂は道路や建物など土木・建築等の優良な建設資材として使用され、首都圏の産業・経済の発展に必要なものとなっています。しかしながら、樹木の伐採や土地の形状に変化を与えることとなる山砂採取は、環境や景観の問題につながります。また、資源の枯渇という観点からは、地場産業としての山砂採取業の経営の問題にもなります。

今後、本審議会では、鬼泪山国有林 104 林班及び 105 林班他からの山砂採取に伴う自然環境・森林の保全、良好な景観の保全、更には地場産業の振興といった様々な観点から御審議いただきたいと存じます。

本日は、事務局から請願内容について御報告申し上げ、今後の審

議方法などについて御意見を賜りたいと存じます。
どうぞよろしく、お願い申し上げます。

3 委員紹介

(司 会) 次に、委員の皆様を御紹介申し上げます。お手元の委員名簿を御覧ください。御紹介は、お名前のみを申し上げさせていただきます。向かって左側の委員から御紹介いたします。

(司 会) 西田孝委員でございます。

(司 会) 渡邊勉委員でございます。

(司 会) 山田利博委員でございます。

(司 会) 川名寛章委員でございます。

(司 会) 吉本充委員でございます。

(司 会) 信田光保委員でございます。

(司 会) 江野澤吉克委員でございます。

(司 会) 竹内圭司委員でございます。

(司 会) 三枝巖委員でございます。

(司 会) 佐々木敏委員でございます。

(司 会) 田中武秀委員でございます。

(司 会) 星川正晴委員でございます。

(司 会) 露崎守彦委員でございます。

(司 会) 猿田寿男委員でございます。

(司 会) なお、丸田恵美子委員におかれましては、欠席との御連絡を受けております。以上でございます。

(司 会) 次に、事務局職員を紹介いたします。
中島商工労働部次長でございます。
石井保安課長でございます。
山田保安課資源対策室長でございます。
よろしく願いいたします。

(司 会) ただいまの審議会の出席者は、委員総数 15 名のところ、14 名の出席で、半数以上の委員が出席されておりますので、千葉県行政組織条例第 32 条第 2 項の規定により本会議が成立していることを御報告いたします。

4 仮議長の選出

(司 会) 議事に入る前に、千葉県行政組織条例第 32 条第 1 項の規定により、会議の議長は、会長が務めることになっておりますが、本日は、委嘱後、初めての審議会でございますので、会長が選任されるまでの間、議事を進行していただく仮議長が必要となります。

ここで、事務局から提案でございますが、仮議長には、猿田委員をお願いいたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、猿田委員、よろしく願いいたします。恐れ入りますが、猿田委員、仮議長席をお願いいたします。

(猿田委員) 暫時、仮議長を努めさせていただきます。御協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、議事録署名人の指名をさせていただきます。議事録署名人を、信田委員と星川委員をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

5 議 事

(1) 会長・副会長の選出

(猿田委員) これより議事に入ります。議事(1)「会長の選出について」を議

題とします。会長につきましては、千葉県行政組織条例第 30 条第 1 項の規定により委員の互選となっております。

どなたか御意見がございましょうか。

(西田委員) 地盤工学専門の千葉工業大学の渡邊委員にお願いしてはいかがでしょうか。

(猿田委員) ただいま、「会長に渡邊委員を・・・」という発言がありましたが、御意見はございますか。

(異議なしの声あり)

御異議がないようですので、当審議会の会長を、渡邊委員にお願いすることといたします。規定により、以降の議事進行は渡邊会長にお願いいたします。私は、これで仮議長の任を降ります。

御協力ありがとうございました。

(司 会) ありがとうございました。猿田委員には、自席にお戻りいただきまして、渡邊会長には、会長席にお願いいたします。

それでは、渡邊会長、御挨拶をお願いいたします。

(渡邊会長) ただいま、会長を仰せつかりました渡邊でございます。微力ではございますが、会長を努めさせていただきます。

よろしく御協力のほどお願いいたします。

さて、千葉県では、古くから砂利採取が盛んに行われ、県内外の様々な大型プロジェクトに良質な骨材資源を供給してきました。その反面、砂利採取による環境への負荷が問題となっており、自然環境や森林の保全、良好な景観の保全などが重要な課題となっております。このような課題に対して様々な視点から検討し、調整を行い、土石採取の基本方針について建議するという本審議会の果たす役割はますます重要なものになっていると認識しており、土石採取対策審議会会長として、その重責を感じているしだいであります。

本日は、平成 20 年 9 月定例県議会で採択された請願の内容について、事務局から説明をいただき、本日お集まりの委員の皆様方に御意見を賜りたいと存じます。

各委員の皆様方の御協力を得て、この審議会の運営をしてまいりますのでよろしく御協力お願い申し上げます。

(渡邊会長) 引き続き、議事「副会長の選出について」を議題といたします。
副会長につきましては、千葉県行政組織条例第 30 条第 1 項の規定により委員の互選となっております。どなたか御意見がございますか。

(西田委員) 東京大学の山田委員にお願いしたらいかがでしょうか。

(渡邊会長) ただいま、「副会長に山田委員を……」という発言がありましたが、御意見はございますか。

(異議なしの声あり)

御異議がないようですので、副会長を山田委員にお願いすることといたします。山田委員、副会長席にお願いいたします。
山田副会長、一言御挨拶をお願いいたします。

(山田副会長) ただいま、副会長に選出された山田です。渡邊会長を補佐し、委員の皆様から忌憚のない意見をいただき、当審議会が慎重かつ円滑に進行していくよう努めてまいりたいと考えております。皆様よろしくをお願いいたします。

(司 会) 報道機関の皆様にお知らせします。撮影はここまでとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(渡邊会長) 次の議事に入る前に、本日は、10 年ぶりの審議会ということで、委員の方々も初めての顔合わせの方も多いと存じますので、御職業や研究部門など、各委員の自己紹介をお願いしたいと存じます。
委員名簿に従いまして、西田委員から順次お願い申し上げます。

(西田委員) 私は千葉大学を定年で 5 年前に引退いたしました。千葉大学では理学部地球科学教室におりました。その前に教養部の自然史教室におりました。自然史教室というのは全国でも珍しい教室だったのですが自然環境にも関連の深い分野で、大いにそういうことに興味を持っていました。よろしくお願いいたします。

(川名委員) 君津市より選出させていただいております川名寛章です。よろしくお願いいたします。

(吉本委員) 富津市より選出を受けております吉本と申します。どうぞよろしくお願ひします。

(信田委員) 銚子市より選出させていただいております県会議員の信田光保でございます。よろしくお願ひします。

(江野澤委員) 袖ヶ浦市選挙区から選出を受けております江野澤でございます。よろしくお願ひします。

(竹内委員) 千葉市緑区選出の竹内圭司でございます。よろしくお願ひします。

(三枝委員) 千葉県土砂事業協同組合連合会の理事長を仰せつかっております三枝でございます。千葉県の土砂連合会は現在、各地域に 14 組合、組合員数 273 社で構成しており、その集まりが千葉県連合会でございます。よろしくお願ひします。

(佐々木委員) 千葉県採石事業協同組合の理事長を仰せつかっております佐々木でございます。本業は採石業で鴨川と南房総市平久里で採石業を営んでおります。よろしくお願ひします。

(田中委員) 社団法人千葉県ダンプカー協会の田中でございます。よろしくお願ひします。

(星川委員) 千葉県土地改良事業団体連合会代表監事の星川でございます。よろしくお願ひします。

(露崎委員) 千葉県内水面漁業協同組合連合会専務理事を仰せつかっております露崎でございます。よろしくお願ひします。

(猿田委員) 県の商工労働部長の猿田でございます。よろしくお願ひします。

(渡邊会長) 最後になりましたが、山田委員お願ひします。

(山田委員) 鴨川市と君津市にまたがっております東京大学千葉演習林から参りました山田でございます。演習林の管理運営をやっております。

その他専門分野としましては、松枯れのような病気から樹木を守ること、樹木医の方々の仕事のサポートなどの研究をしております。よろしく申し上げます。

(渡邊委員) 最後になりましたが、千葉工業大学の建築都市環境学科の渡邊と申します。専門は土質工学、地盤工学、どちらかという土の方ばかりしております。よろしく申し上げます。

(2) 富津市鬼泪山国有林 104 林班他の山砂採取について

(渡邊会長) それでは、議事事項 2 鬼泪山国有林 104・105 林班他からの山砂採取について、を議題といたします。本日の審議会開催につきまして、先ほど猿田商工労働部長の挨拶にもございましたが、改めましてこの審議会の開催に至った経緯について、事務局から説明を求めたいと存じます。また、国有林からの砂利採取の経過についてや今後の審議会の進め方についての事務局案も併せて説明願いたいと存じます。では、事務局の説明を求めます。

(保安課長) 保安課の石井でございます。本審議会の開催に至った経緯を御説明いたします。千葉県では、基本方針として、国有林からの砂利採取については、本県の発展に関連の深い公共性の高いプロジェクトに使用する場合以外は認めてきていないということでございます。これは、国有林は県民・国民の共有財産であることや過去の土石採取対策審議会からいただいた建議・答申等及び最近の環境保全等を勘案したものでございます。

今回、審議会を開催させていただいたのは、鬼泪山国有林 104・105 林班他の山砂採取事業着手に向けての千葉県土石採取対策審議会の早期開催をお願いするという請願が昨年 9 月の定例県議会で採択されたからです。それで、今回開催させていただくこととなりました。

この審議会におきましては、環境、景観、砂利資源の枯渇、経済効果など様々な視点から十分検討いただき、御意見をいただきたいと存じますが、前回の土石採取対策審議会の開催が平成 11 年 11 月 25 日でありました。今から 9 年以上も前のこととなっております。そういったことから、本日委員として御出席いただいているほとんどの委員の方が、就任以来初めての審議会となるわけでございます。今回につきましては、この審議会の概要や過去の経緯等について御

説明させていただきたいと思います。

それでは、資料を順次説明させていただきますので、資料一覧から御覧ください。

まず最初に、資料の1「千葉県行政組織条例（抜粋）」です。これから簡単に御説明いたします。県に附属機関を置けるということが第5条でございまして、附属機関とは地方自治法第138条の4第3項で設置される審査会、審議会、調査会等となっております。この千葉県行政組織条例第28条で、県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関の担任する事務は同表下欄に掲げるとおりとするとされており、それについては資料1の裏側の別表第二の抜粋を御覧ください。附属機関名として千葉県土石採取対策審議会、担任する事務として採石法第33条、砂利採取法第16条及び千葉県土石採取条例第3条第1項に規定する採取計画の認可の審査の基本的な方針その他岩石、砂利及び土の採取に関し必要な事項について知事に建議することとされています。先ほどのところにお戻りいただき、その組織は同じく第29条にございますが、別表第三のとおりとするということで、先ほどの裏面に戻っていただきまして、千葉県土石採取対策審議会が書かれております別表第三でございます。組織は、会長、副会長、委員から構成されます。委員の構成としましては、学識経験者、県議会議員、土石を採取する業界の代表者、農業・漁業等土石の採取によって影響を受ける業界の代表者、県職員で定数が15人以内、任期が2年となっております。会長・副会長は、先ほど委員の皆様から互選していただきましたが、それについては、第30条に規定されているところでございます。委員につきましては、知事が任命することとなっております。次の第32条の会議のところですが、附属機関の会議は、この土石採取対策審議会のことにもなりますが、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長になるということで、今回については、委員の皆様新しく就任されて初めてですので、会議については、知事から招集をさせていただきました。そして、先ほど会長が決定され、議長となりました。そして、第34条、会議の運営等ということで、この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定めるということとされており、この必要な事項を定めたのが次の資料2千葉県土石採取対策審議会運営要領でございます。

資料2を御覧ください。資料2千葉県土石採取対策審議会運営要領でございます。1番目に目的が書かれてございまして、県の条例第

34 条の規定により千葉県土石採取対策審議会の議事及び運営を円滑に行うことを目的とするということで、この目的を達成するために運営要領が定められております。2 番目に審議事項がございます。先ほど御説明いたしました条例の別表第二に掲げる担当事務を行うために審議会は、次の事項を調査又は審議する。そのうちの一つとしては、砂利採取法等の認可の基本方針、二つ目といたしまして土石採取に伴う自然環境保全及び他産業との調整、三つ目といたしましては、土石採取業者に対する指導及び取締方法、四つ目といたしましては、その他土石採取に関する事項について調査、審議していただくこととなっております。次に3の資料の提出としまして、審議会は、県に対し土石採取計画認可の申請の内容及び認可の状況等審議に必要な資料の提出を求めることができますとされています。一番最後に附則としまして、この要領は昭和49年1月30日から施行するというので、土石採取対策審議会が設置されてから、この要領に基づいて運営されているものです。

続きまして、資料3 国有林からの砂利採取の経過について、過去から今までどのように採取してきたかということについて、御説明いたします。資料の3を御覧ください。まず1番、国有林100林班、これは鬼泪山に100林班というところがございます。砂利採取の概要といたしまして、要点を掻い摘んで御説明いたしますと、国有林100林班からの砂利採取は、昭和41年4月から、当時の千葉営林署が直営で開始したものです。その後、県は自然環境保全条例を制定いたしました。これは昭和48年の千葉県条例第1号で制定したものでございます。自然環境破壊を防止し県内の緑を復活して房総の自然を守り、緑を育てていくという目的により制定したものでございます。この国有林100林班は県立自然公園地域でもございまして、公共機関による自然破壊は好ましくないということで、土石採取対策審議会の意見をいただき、昭和54年11月30日に採取を終了してもらったということでございます。

土石採取対策審議会の意見をいただいたというのは、資料4を御覧いただきたいと思っております。ここで、千葉県土石採取対策審議会の主な答申等の概要でございますが、上から2段目でございます。昭和49年2月18日に土石採取対策審議会から知事に対して建議をいただいております、公共機関による採取行為の禁止という建議をいただきました。そのときの内容はそこに掻い摘んで書いてありでございます。土石採取行為が自然を破壊する元凶であるとい

うことで、公共機関は率先して中止すること。営林署については、昭和50年1月末日以降は、いかなる理由があるにせよ採取を認めないという建議をいただいております。資料3の1枚目に戻りまして、この建議をいただき、途中で若干の調整がありまして期間が延長されましたが、昭和54年11月30日に採取終了ということになっております。資料3の(2)の主な経緯でございますが、昭和41年4月に営林署が直営で砂利採取を開始して、昭和48年12月に知事から千葉営林署に中止するように要望を出しているところでございます。昭和49年2月には、今説明しました土石採取対策審議会から建議をいただいております。その時、昭和50年1月と期限を切ったのですが、なかなか調整が終わらず、最終的には昭和54年11月に砂利採取が終わったということでございます。これが国有林100林班についての経緯でございます。

次に国有林104林班の鬼泪山でございます。先ほども鬼泪山でしたが、鬼泪山は結構大きい山で、国有林の区域がいくつか分かれています。そのうちの先ほどが100林班、今度が104林班でございます。1番目が砂利採取の概要ということで、国有林104林班からの砂利採取については、昭和63年1月に東京湾横断道路建設事業への供給のため東京湾横断道路株式会社等からの採取要望を受けて、土石採取対策審議会へ諮問しております。その時答申いただいたのが、本県の発展に関連の深い公共性の高いプロジェクトに使用することなどを条件といたしまして、それを基に認可しております。

これにつきましても、資料4を御覧ください。資料4の上から4つ目の枠です。昭和63年7月1日となっておりますが、諮問事項「富津市桜井地先における大規模砂利採取について」の答申ということですが、周辺地域に与える影響、災害の防止、東京湾横断道路建設事業の円滑な施工等の事情を総合的に勘案し、5項目の条件を付して採取を了承しますという答申をいただいております。

詳細は、資料5を御覧ください。資料5の表の左半分、昭和63年7月1日というところでございます。答申は、先ほど申し上げたとおり、富津市桜井地先における大規模砂利採取に関する答申ということでございます。1項目として砂利の有効利用ということも答申いただいております。君津地区に賦存している砂利は、本県の貴重な資源であることから、その大規模採取に当たっては、東京湾横断道路建設事業のような本県の発展に関連の深い、公共性の高いプロジェクトに使用するよう配慮するとともに、その監視体制につい

て検討すること。2項目としまして、採取に伴う防災対策でございますが、防災対策については、採取中のみならず、採取終了後についても十分配慮し、特に大雨時等においては、調整池及び沈砂池等を設置し、雨水の排水、土砂の流出防止及び地下水への影響等の災害発生防止に万全を期するよう指導すること。3項目は、採取跡地対策でございます。採取跡地は、周辺地域の環境を阻害しないよう採取終了に合わせ順次整地し、緑化植物の植栽に始まる安定植生の復元を図るとともに、その維持管理を十分行うよう指導すること。2番目としまして、また、その場合においては、隣接地域である浅間山砂利採取跡地と整合性を図るよう指導すること。次に4項目でございます。採取場及びその周辺環境対策としまして、周辺地域環境に対しての影響を考慮して、粉じん等公害防止を図るため、採取場内においてはスプリンクラー等の設置による飛砂防止措置を講じるとともに、土砂の搬出に当たってはベルトコンベアを使用させること。これは以前に浅間山から搬出していた時にベルトコンベアを使っておりまして、そのベルトコンベアを使うということでございます。2番目としまして、環境に重大な影響を与えないように環境アセスメントを実施し、その結果に十分配慮し、事業を実施するよう指導すること。5項目でございますが、地元市並びに地元中小砂利採取業者（浅間山砂利採取跡地周辺業者）との調整について配慮するよう指導すること。それから、採取期間については、関連事業との調整を図りながら、可能な限り早期に終結するよう指導することという5つの項目について昭和63年に諮問に対する答申をいただきまして、東京湾横断道路建設事業のために砂利採取を行ったということでございます。

先ほどの資料3の2ページ目の上から3行目に戻りますが、この答申を基に砂利採取の認可がございまして、砂利採取をしておりました。砂利採取は平成元年9月から、浅間山開発株式会社など関係6社が東京湾横断道路の建設に向けて採取を行ったものでございます。平成6年2月に終了しておりますが、その時は当初に予定していた認可量でございますが、1,220万 m^3 を下回って終了しました。その後、採取場の法面整形等を計りながら採取しまして、最終的に平成13年度末に砂利採取を終了しております。主な経緯は、昭和63年1月の砂利採取の要望から始まりまして、同7月の土石採取対策審議会の答申、それから砂利採取の開始、終了、その後砂利採取の条件の一部変更をして、砂利採取の継続を認める答申が平成6年3月

に出しておりまして、それから平成14年3月に砂利採取が終わり、平成15年6月に廃止ということでございます。平成6年3月に土石採取対策審議会が条件を一部変更して砂利採取の継続を認める旨の答申を出しておりますが、それについては、資料4を御覧ください。

資料4の表の一番下でございます。平成6年3月25日、諮問事項「富津市桜井地先における砂利採取について」の答申ということございまして、昭和63年7月1日付け答申で示した基本方針の一部を変更し、これらの方針に沿うことを条件として、富津地域の環境に十分配慮しつつ、当該地区からの砂利採取の継続を当面了承ということで、これについては資料5を御覧ください。

資料5の右半分です。平成6年3月25日の答申の欄を御覧ください。この時、昭和63年7月1日の答申に変更のあるのは1番と4番と5番でしたので、それについて説明させていただきます。砂利の有効利用の部分につきましては、対比していただくとわかりますが、昭和63年では「東京湾横断道路建設事業のような本県の・・・」というところが、平成6年には「本県の発展に関連の深いプロジェクトに使用するほか、地元事業者の育成という観点からの活用方策に配慮すること。」次の4番でございますが、採取場及びその周辺環境対策として、「計画変更に伴う環境アセスメントの所要の手続きを実施すること。」ということが、平成6年の答申に含まれておりまして、下の2番、「周辺地域環境に対しての影響等を考慮して粉じん等公害防止を図るため、採取場内においてスプリンクラー等の設置による飛砂防止措置を講じるとともに・・・」、この部分は、昭和63年と同じですが、既にベルトコンベアを使わなくなっておりまして、「車両による搬出に伴う環境対策についても配慮すること」となっております。それから5番のその他ですが、一つ目として「当面了承する砂利採取は、東京湾横断道路建設事業用として当初計画された数量までとすること。」、先ほどの1,220万 m^3 を採りきれなかったということもございまして、「この場合、地元事業者への砂利の供給についても、配慮すること。」とこのようになりました。2番目として、「上記の採取については、できるだけ早期に終了させるとともに、終了後のベルトコンベアの撤去及び浅間山跡地利用についての方針を速やかに決定すること。」。3番目でございますが、「上記採取終了後の当該地区における砂利採取については、今後、本審議会において示された基本方針に沿った、地元事業者による組織的かつ秩序だった事業計画が樹立されれば、将来的に、地元市等と調整しつつ、

優良な地元事業者の育成という観点から検討することとする。ただし、浅間山跡地利用計画に影響を及ぼさないよう十分配慮すること。」という答申をいただいております。

以上資料の1番から5番まで、流れ、過去の経緯を踏まえて御説明させていただいたところです。続きまして、9月定例県議会で採択されました請願の内容等につきましては、引き続き、保安課資源対策室長の山田から御説明いたします。

(山田室長) 保安課資源対策室長の山田でございます。私から請願書について、御説明申し上げます。お手元の資料6を御覧ください。1ページ開きまして、2ページ、請願内容を読み上げさせていただきます。

(以下、省略)

以上でございます。今、この請願書にありましたちばぎん総合研究所の調査報告書につきましては、資料の7のとおりでございます。また、説明が前後となりますが、資料の8に、カラー刷りの横長のものでございますが国有林104・105林班の位置図を示しました。縮尺が5万分の1ですので、1cmあたり500mとなります。資料の9ですが、千葉県の砂利採取につきまして、採取量、認可件数、認可量などのデータを掲げましたので、御高覧願いたいと思います。以上で説明を終わります。

(保安課長) 資料等の説明は以上でございます。引き続きまして、今後の審議会の進め方につきまして、事務局案として申し上げさせていただきたいと思います。今回は、委員の皆様のお顔合わせということでもありまして、先ほど行っていただきました会長・副会長の選出、今の資料説明にもございましたが今までの経緯等について説明させていただいたところでございます。次回は、委員の皆様、一緒に現地のほうを御覧いただき、現地を確認して、審議するうえで重要な事項を確認できればと考えております。次に調査検討する事項ですが、今後、審議が進む中で変更が生じるかと思いますが、主要な項目等を提案、決定していただき、全部を一緒にできるかはわかりませんが、そのような項目をいくつかに分けさせていただきまして、審議会を数回開催させていただき、その中で、報告、検討をお願いしたいと思います。そういったもの全てが終了しましたら、意見のとりまとめをしていただきたいと、考えております。以上が審議会の進

め方について、事務局から提案申し上げたいことです。よろしく御検討くださいますよう、お願い申し上げます。

質 疑

(渡邊会長) ただいま、事務局から今回審議会を開催するに至った経緯、今までの審議会開催状況並びに今後の審議会開催の全体的な計画について説明されましたが、事務局の説明内容について質問がありましたら、お願いいたします。

(吉本委員) 富津の吉本でございます。資料8の図面の説明がありましたが、この資料8の1枚目の説明だけだと104・105林班の範囲については、このとおりでございますが、実際今回開発の計画がある地域については、104林班のほとんどと105林班の一部となるというその2枚目の説明が抜けていたと思いますので、もう一回詳しく説明してください。

(渡邊会長) それでは、事務局からお願いします。

(山田室長) 失礼しました。資料8の2枚目を見ていただきたいと思います。ちばぎん総合研究所の調査報告書から抜粋したもので、きなだ国有林同業会の開発計画案が掲げてあります。採取地域は104林班は全てですが、105林班はマザー牧場あたりまでありますが、採取地は104林班南側の105林班の一部が対象となり、1km四方でおおよそ100haの面積となります。吉本委員の御発言のとおり、105林班全てを採取するものではありません。なお、計画されている採取量は、資料の下段に記載のとおり、おおよそ1億 m^3 と試算されています。

(渡邊会長) その他に御質問ございますか。

(竹内委員) 千葉市緑区の竹内でございます。ただいま事務局からご説明いただいた請願の根拠としている調査報告書ですが、平成20年の2月にちばぎん総合研究所さんがレポートとして出されているものでございます。これは非常に深いものでありますが、これだけでは必ずしも審議を深めることはなかなかできない。第三者的な目から見て、さらに深めたいと思いますので、これ以外の調査機関に公的な統計

データを活用しながら、せめて2社以上の調査報告書の提出をこの審議会として求めていったらどうかと思います。以上です。

(渡邊会長) ただいま、いろいろな調査というお話がありました。当然、この審議会でもいろいろな調査検討せざるを得ないと思いますが、具体的に、この先審議会を開催するに当たって、具体的な調査内容がわかり次第、事務局に頼んでデータを収集するといった方法をとっていきたいと思っています。

(渡邊会長) 他に御意見ございますか。

(吉本委員) 今回請願が出され、この土石審が開かれたということで、大変皆さんが関心の高いということは私も承知しております。私は鬼泪山が存在する地元から選出を受けておりますので、さまざまな事情がある中で、特に地元の皆さんが心配している部分は、ここがもし開発の許可がおりた場合に、地下水に与える影響ということで、富津市の上水道の水源となっております関山用水等が枯渇してはいけないという心配が一つ地元にあります。そういったことを踏まえて当然、これも進めば環境アセスも必要となりますし、この審議会でも過去104林班を大手が開発した時に環境アセス調査をやっているということでございますから、その辺の経緯についてはしっかりと資料をいただきたいと思っておりますし、これはお願いさせていただきます。なおかつ、さらに大規模なものになります。ただ地元で今困っているのは、様々な風評。一つには、この山砂事業によって環境に与える負荷の中で、山砂を洗うことによってその水が大量に川に入り、海を汚して様々なところに影響を与えるという風評が一つございます。それは私どもも現地を見させていただきこの事業の内容を知っておる者の一人としては、水は大変貴重で、採取場の中で循環し、活用し外へ流れ出るものはないはずだけでも、そういったものも含め現地調査をやってしっかりと見たいなと思っております。もう一点、さらにもっと酷いのは、もし山砂を開発されたならば、跡地に産業廃棄物や残土を持ってきて埋め戻すんだということをおっしゃる方がたくさんいます。反対するためなのかもしれませんが、そういった風評は、地元の益には一つもありませんので、国有林でありますので絶対ありえないとは思っておりますけれども、その点についてもしっかりとこの審議会の中で今後調査していただければと思

ております。その他たくさんありますが、先ほどの今後の計画については、現地調査に基づき、資料を持ってさらに深めていくということでございますから、今日はこのぐらいにしておきますが、県当局は環境に対するものも大事でありますとともに、地場産業としての位置づけ、様々なものも考察してということも御挨拶にありましたので、そういった観点から審議していきたいと思っております。意見です。以上です。

(渡邊会長) その他に御意見等はございませんか。

(渡邊会長) いかがでしょうか。

(渡邊会長) 質問はございませんか。よろしいですか。

今日資料をもらって、熟読していただきまして、これから先いろいろと審議してもらわなければなりません。質問が無いようでしたら、審議会の予定時間より早めですけれども、次回の審議会の開催について決定したいと思います。次回は現地視察を行うということにいたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

私も実は外からしか見ておらず、実際に104・105林班の現地を見ていません。委員の皆様方もとにかく現地視察し、どういう問題があるのかということを見てもらいたいと思っております。

(異議なしの声あり)

(渡邊会長) それでは、次回は現地視察を行います。次回の開催日程等については、事務局から説明をお願いします。

(保安課長) 次回の現地視察ですが、日程的には、県議会がございますし、皆様方も年度末ということで、今この場で皆様から確実な回答をいただくのは無理かと思っておりますので、後日、委員の皆様には事務局から調整させていただきまして、開催日程については、改めて連絡させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

(渡邊会長) 次回は事務局の日程調整により、開催することとします。

本日の議事は以上のおりでございますが、その他、事務局からお知らせ事項はありますか。

(保安課長) 事務局からはありません。

(渡邊会長) 以上で審議を終了します。御協力ありがとうございました。

6 閉 会

(司 会) 本日は、貴重な御意見をありがとうございました。本日の千葉県土石採取対策審議会は以上で閉会いたします。

平成 21年 2月 26日

議事録署名人 信田 光保 印

議事録署名人 星川 正晴 印